



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

号外第 2 5 号 令和 5 年 6 月 1 日発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
2 5 8	令和 6 年度徳島県立総合看護学校入学試験 を実施する件	医療政策課
2 5 9	同	同
2 6 0	同	同
2 6 1	皆伐面積の限度を公表する件	森林整備課

徳島県告示第二百五十八号

徳島県立総合看護学校管理規則（平成二十二年徳島県規則第三十四号。以下「規則」という。）第七条第一項の規定に基づき、令和六年度徳島県立総合看護学校（第一看護学科）入学試験を次のとおり実施する。

令和五年六月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 試験の日時

1 一般入学試験（規則第七条第二項に規定する入学試験をいう。以下同じ。）

令和六年一月六日（土曜日）及び同月七日（日曜日）午前九時から午後五時頃まで

2 推薦入学試験（規則第七条第三項に規定する学校等の長から推薦された者について実施する学科試験の一部を免除された入学試験をいう。以下同じ。）

令和五年十一月二日（木曜日）午前九時から午後五時頃まで

二 試験の場所

徳島市鮎喰町二丁目四一番地の六 徳島県立総合看護学校

三 受験資格

1 一般入学試験

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項に該当する者（令和六年三月までに卒業（修了）見込みの者を含む。）

2 推薦入学試験

県内に所在する高等学校又は中等教育学校の長の推薦のある令和六年三月卒業見込みの者

四 入学願書等の提出期限

1 一般入学試験

令和五年十一月一日（水曜日）から同月三十日（木曜日）まで。ただし、郵送による場合は、同月三十日までの消印があれば受け付ける。

2 推薦入学試験

令和五年九月二十五日（月曜日）から同年十月六日（金曜日）まで。ただし、郵送による場合は、同月六日までの消印があれば受け付ける。

五 入学願書等の提出先

徳島市鮎喰町二丁目四一番地の六 徳島県立総合看護学校

六 入学試験手数料

五千五百円（その額に相当する額の徳島県収入証紙を入学願書に貼り付けること。）

七 その他

この試験についての詳細は、募集要項を参照するほか、徳島県立総合看護学校（電話〇八八―六三三―六六一）に問い合わせること。

徳島県告示第二百五十九号

徳島県立総合看護学校管理規則（平成二十二年徳島県規則第三十四号）第七条第一項の規定に基づき、令和六年度徳島県立総合看護学校（第二看護学科）入学試験を次のとおり実施する。

令和五年六月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 試験の日時

令和六年一月五日（金曜日）午前九時から午後五時頃まで

二 試験の場所

徳島市鮎喰町二丁目四一番地の六 徳島県立総合看護学校

三 受験資格

次のいずれかに該当する者

1 免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師（令和六年三月末日時点で業務従事期間が三年以上となる見込みの者を含む。）

2 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校又は中等教育学校を卒業している准看護師（令和六年三月までに卒業見込み又は免許取得見込みの者を含む。）

四 入学願書等の提出期限

令和五年十一月一日（水曜日）から同月三十日（木曜日）まで。ただし、郵送による場合は、同月三十日までの消印があれば受け付ける。

五 入学願書等の提出先

徳島市鮎喰町二丁目四一番地の六 徳島県立総合看護学校

六 入学試験手数料

五千五百円（その額に相当する額の徳島県収入証紙を入学願書に貼り付けること。）

七 その他

この試験についての詳細は、募集要項を参照するほか、徳島県立総合看護学校（電話〇八八―六三三―六六一）に問い合わせること。

徳島県告示第二百六十号

徳島県立総合看護学校管理規則（平成二十二年徳島県規則第三十四号）第七条第一項の規定に基づき、令和六年度徳島県立総合看護学校（准看護学科）入学試験を次のとおり実施する。

令和五年六月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 試験の日時

令和六年一月三十日（火曜日）午前九時二十分から午後五時頃まで

二 試験の場所

徳島市鮎喰町二丁目四一番地の六 徳島県立総合看護学校

三 受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に該当する者（令和六年三月までに卒業見込みの者を含む。）

四 入学願書等の提出期限

令和五年十一月一日（水曜日）から同年十二月二十八日（木曜日）まで。ただし、郵送による場合は、同月二十八日までの消印があれば受け付ける。

五 入学願書等の提出先

徳島市鮎喰町二丁目四一番地の六 徳島県立総合看護学校

六 入学試験手数料

五千五百円（その額に相当する額の徳島県収入証紙を入学願書に貼り付けること。）

七 その他

この試験についての詳細は、募集要項を参照するほか、徳島県立総合看護学校（電話〇八八―六三三―六六一）に問い合わせること。

徳島県告示第二百六十一号

令和五年七月三日から令和六年三月三十一日までの間における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり定めたので、森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により公表する。

令和五年六月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

単位区域名	皆伐面積の限度（ヘクタール）	
	水源涵養保安林	土砂流出防備保安林
祖谷川	七二八・八四	五一・九四
吉野川中流	四七九・四五	九六・六二
貞光川	一三九・七一	二一・五二
穴吹川	二二二・七七	六七・三四
美馬北岸	一三〇・七〇	六〇・八二
板野	二八六・四六	二〇六・三七
鮎喰川	一四九・三九	四五・九〇
勝浦川	三五九・七七	一二・二八
那賀	一、五八八・三九	一一九・一七
那賀川下流	四三・五八	六・二一
日和佐川	一五一・七〇	九・一五
海部川	六七二・四二	五七・六六
計	四、九四三・一八	七五四・九八

備考 単位区域については、次の図に示すとおりとする。
（「次の図」は、省略し、その関係図面を徳島県農林水産部森林整備課並びに徳島県東

部農林水産局及び徳島県総合県民局に備え置いて縦覧に供する。）